

美の山桜まつり開催



日時 4月21日(土)・22日(日) 午前10時～午後4時
場所 美の山公園
内容 特産品の販売、俳句・写真の展示など
共催 皆野町観光協会・皆野町商工会

問合せ 産業観光課商工観光担当 ☎62-1462

各種イベントの日程

21日(土)

琴の演奏 午前10時30分・午後1時
 俳句・写真の展示 午前10時～午後4時
 能面・神楽面の展示 午前10時～午後4時
 フォークダンス 午後2時

22日(日)

郷土芸能の上演 午前10時・正午
 俳句・写真の展示 午前10時～午後4時
 能面・神楽面の展示 午前10時～午後4時
 コンサート 午前10時30分・午後1時

美の山 行き(美の山公園行)

無料シャトルバス
時刻表

	皆野駅前	役場前	美の山公園
1	9:00	9:05	9:30
2	10:45	10:50	11:15
3	12:45	12:50	13:15
4	14:45	14:50	15:15

帰り(皆野駅行)

	美の山公園	役場前	皆野駅
1	9:45	10:10	10:15
2	12:00	12:25	12:30
3	13:30	13:55	14:00
4	15:30	15:55	16:00
5	17:00	17:25	17:30

国民年金学生納付特例制度

■学生納付特例制度とは

20歳以上の方は必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」という方のために、社会に出てから後払いできる制度です。

■対象となる方

各種学校で1年以上の課程に在籍している方です。

※前年所得による制限があります。対象外の学校(海外の大学など)があります。

■承認期間

4月から翌年の3月です。申請が遅れた場合でも4月までさかのぼることができます。申請は毎年度必要です。

■承認されると

10年間まで納付が猶予されます。10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。(通常は2年以内)

また、猶予を受けた期間も障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間に合算されます。届け出をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に保証が受けられない場合があります。

■届出に必要なもの

学生証や在学証明書または終業期限が1年以上の課程であることを証明するもの(写し可)

※ご注意下さい

納付猶予期間は、受給資格期間(最低25年以上)には算入されますが、追納しないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乘せされます。経過期間が長いほど加算額が高くなります。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6561

町民生活課保険年金担当 ☎62-1232



【国民年金保険料額が変わります】

平成24年度の保険料額 月額14,980円(前年度比40円減)
 割引のある前納制度(納付書による現金納付、口座振替)をぜひご利用ください。